

播磨町消費者教育推進事業（住民グループ）

令和2年度事業として、町内の中学校2校（播磨、播磨南）の2・3年生を対象に、NPO法人C・キッズ・ネットワークによる消費者としての社会への参画の在り方などについて学ぶ講座「しっかり学ぼう！ネットと契約」を行った結果、以下のとおりとなりました。

〈全体のアンケート結果〉



〈生徒さんからの感想〉

- ・フリマアプリなどのアプリを使うことがあったら、しっかり気をつけて使いたいと思いました。ネットで物を買うときは、大きい文字だけ見るのではなく、小さな文字まで目を通して納得してから買うようにしていきたいです。
- ・今回、ネットの中で起こるトラブルの話を書いて、もし私が同じようなことになったら、とりあえず両親に相談したいと思います。それでもトラブルに巻き込まれたら、消費生活センターや「188」に相談したいと思いました。
- ・成人が18歳からなのがびっくりしました。SNSには色々な詐欺があるのが気をつけたいと思いました。
- ・家に帰ったらしっかり家族にも伝えて、恐ろしいことが起きないように心がけたいと思います。
- ・ネットで商品を買ったりすることがあるし、これからはあると思うからチェックすべきポイントを教えてもらった。あと「クーリング・オフ」や消費生活センターなども困った時は利用しようと思った。18歳で成人になり、契約も個人になるから、よく読んで分からないことは質問してトラブルや詐欺にあわないようにしたい。
- ・具体的な例をみて、どんなことが怖いのか、何に気をつけたらいいのかというのがよく分かりました。
- ・これから大人になっていくと、契約トラブルが増えていくと思うので、しっかり対策をしていきたいと思いました。簡単にお金が手に入るようなバイトには特に気をつけます。ネットとかでだまされないように買い物をしたいです。

〈生徒さんからの質問〉

質問1：あやしいメールを開いてもすぐ閉じれば、問題ありませんか。

回答1：開いてすぐ閉じるのは問題ないと思いますが、明らかにあやしいメールは開かずに削除して下さい（方法は gmail、icloud メールなどメールの種類により違うため確認してください）

迷惑メールだと思われる場合は、迷惑メール申告をすれば同じアドレスからはこなくなると思います。また、メールの設定で迷惑メール設定を“高”にすることで迷惑メールは届きにくくなります。（設定はスマホを契約している会社のホームページ等で確認して下さい）。

トラブルに巻き込まれたと思った場合は播磨町消費生活センターへ相談して下さい。

質問2：マルチ商法は友だちや先輩などにたのまれると断わるのが難しいと思います。どうやって断わればいいですか。

回答2：あやふやな返事をして相手に期待を持たせるのは良くありません。最初にきっぱりと断るべきです。最初はうまくいっても最後はうまくいかず、結局友人関係にもひびが入ってしまったとマルチ経験者は言っています。最初に断わる以上に、後になればなるほどお互いの傷を深めるのです。

質問3：YouTube の広告で、「サプリ（脱毛クリームとか）がこの右下のボタンからなら 80%off」とみるのですが、詐欺ですか。

回答3：小さい字も丁寧に読んで、特定商取引法に基づく表示も確認して下さい。特定商取引法に基づく表示が見つからないとか、表示に不備があるサイトとは取引しないで下さい。返品特約は必ずチェックして下さい。ここに「お客様都合の返品は受け付けておりません。」とあれば、思い違いなどで返品できないので注意して下さい。また、欲しい商品名を検索すると詐欺などの口コミがでてくることもあります。情報が全て正しいとは限りませんが、広告だけに惑わされないことも大切です。

質問4：188 に電話をかけたなら親に問い合わせたり、電話がばれたりしませんか。

回答4：188 で近くの消費生活センターにつながります。消費生活センターは、アドバイスなどトラブル解決のお手伝いをしてくれます。相談員には守秘義務がありますから、個人情報などは公開することはないし、保護者の人に勝手に電話することはありません。安心して相談して下さい。

質問5：消費生活センターは土日休なので、クーリング・オフのやりからが分からず、クーリング・オフの期限日が迫っていたらどうすれば良いですか

回答5：消費者ホットライン188で相談できるセンターに案内してくれます。

契約をなかったことに出来るものに「クーリング・オフ」や「未成年者契約の取り消し」があります。

「クーリング・オフ」は年齢に関係なくキャッチセールスなど不意打ち的に契約させられるものの、エステなど継続的なもの、マルチなど複雑なものなどの契約に使えます。

「未成年者契約の取り消し」は契約になれていない未成年を守るために、未成年が親の同意なく交わした契約を取消しできる制度です。今は20歳が成人ですが、2022年から18歳で成人になるので、18歳から未成年者契約の取り消しができなくなります。契約は慎重にしなければなりません。